

キャッシュレス納付について（簡易版）

※ この資料は簡易版です。例外部分を含めると1ページでまとめることが困難になるため、例外部分は省略しています。

○キャッシュレス納付をするには（大前提）

- ・ e-Tax システムにログインする。
- ・ e-Tax システムにログインするためには、「利用者識別番号（16桁）」と「暗証番号」が必要。

○利用者識別番号と暗証番号が分からない・持っていない

- ・ ログイン画面の「はじめての方はアカウントを作成」のリンク先から「電子申告の開始届出書」を提出する。
- ・ 「電子申告の開始届出書」の提出操作を完了すると、利用者識別番号が即時に発行される。

【利用者識別番号を新規取得する際の注意事項】

- ※ 利用者識別番号を既に持っている状態で新規取得した場合、前の利用者識別番号が使えなくなり、メッセージボックス内の通知などもすべて見るができなくなる。
- ※ 申告について税理士に依頼している場合、利用者識別番号を既に取得していることがあるので注意

○キャッシュレス納付の基本的な仕組み（基本、①→⑤の操作）

- ① 「e-Tax システム」へのログイン
- ② 「申告書」又は「徴収高計算書」の送信
- ③ メッセージボックス内の「受信通知（納付区分番号通知）」を確認
- ④ 「③の受信通知」を開いて、通知の中身から、キャッシュレス納付方法を選択して、手続を開始
- ⑤ 「受信通知（〇〇〇納付完了通知）」の受信 ※納税が完了した日に受信される

○キャッシュレス納付別、メリット・デメリット

キャッシュレス納付の種類		メリット	デメリット
振替納税	申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税について、指定口座から口座振替日に引き落としとして納税	操作不要 口座振替日に口座引落し 手数料不要	初回は「振替依頼書」の提出が必要 源泉所得税は対象外 個人のみ利用可
ダイレクト納付	ダイレクト納付利用届出書を提出することで、指定口座から口座引落しにより納税	操作が簡単 自動ダイレクト機能の利用で申告等データ送信時に納付手続完了 手数料不要	初回はダイレクト納付利用届出書の提出が必要 （使用可能まで1ヶ月程度）
インターネットバンキング（電子納税）	インターネットバンキングで納税	届出不要 手数料不要 （インターネットバンキングの利用料がかかる場合あり）	納付の際に、暗証番号等の入力が必要 インターネットバンキングの利用者のみ利用可
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払いサイト」を経由し、クレジットカードを利用して納税	届出不要	納付の際に、利用者情報の入力が必要 手数料要（1万円につき99円）
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から各種Pay払いにより納税	届出不要 手数料不要	納付の際に、利用者情報の入力が必要 納付金額30万円以下

○「納付情報登録依頼」について

キャッシュレス納付は、e-Tax システム上の「納付情報登録依頼」メニューを使用し、「税目」、「課税期間」、「納税額」などの項目を入力することによって、キャッシュレス納付の操作を行う仕組みもあります。 ⇒「申告書」の送信に代えて、「税目」等を直接入力する方法（徴収高計算書は非対応）

はじめてみよう キャッシュレス納付

(徴収高計算書の送信・ダイレクト納付編)

Go Digital
Go Cashless

金融機関や
税務署に
行く必要
なし!

簡単!
便利!

業務
効率化!

非対面で
納付!

国税庁
e-Tax
キャラクター
イダ君

- ・利用者識別番号の取得
- ・徴収高計算書(源泉所得税)の送信
- ・ダイレクト納付の方法

を解説しています

※ 利用者識別番号をお持ちの方はSTEP 2 (4ページ) からご覧ください。

【ダイレクト納付の事前準備について】
ダイレクト納付を利用するに当たり、
ダイレクト納付利用届出書が必要です。

個人の方の
詳細はこちら

法人の方の
詳細はこちら

大阪国税局・税務署

大阪国税局・税務署 R 6.10

STEP 1 利用者識別番号等の取得 1

[e-Taxホームページ]



① e-Taxホームページにアクセスし、「ログイン」をクリック



② 「初めての方はアカウント作成」をクリック

MEMO

このマニュアルでは、利用者識別番号等をWEBで取得する方法を紹介していますが、そのほかにもマイナンバーカードを使って取得する方法(個人の方)や、「法人設立ワンストップサービス」から取得する方法(法人の方)等があります。

詳細は「1 利用者識別番号の取得」をご覧ください。⇒



STEP 1 利用者識別番号等の取得 2

[利用者識別番号の取得方法]

個人の方

開始届出書を作成する

③ 「開始届出書新規」をクリック

④ (個人の方) 「マイナンバーカードをお持ちでない方はこちら」をクリック
氏名等必要事項を入力し、送信すると利用者識別番号、パスワードが即時に発行される。

法人の方

開始届出書を作成する

③ 「開始届出書新規」をクリック

④ (法人の方) 氏名等必要事項を入力し、送信すると利用者識別番号、パスワードが即時に発行される。

！ 利用者識別番号・パスワード
所得税や法人税の申告等で、利用者識別番号及びパスワードを既に取得している場合があります。利用者識別番号が分からない場合で、税理士の関与がある方は、利用者識別番号の有無について、事前に税理士に確認してください。

STEP 2 e-Taxソフト (WEB版) ヘログイン

[利用者識別番号でログイン]

個人の方

⑦ 利用者識別番号及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック

法人の方

⑦ 利用者識別番号及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック

⑤ e-Taxホームページにアクセスし、「ログイン」をクリック
⑥ 「個人の方」又は「法人の方」をクリック

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 1

[申請・納付画面]

⑧ トップメニューで、「申請・納付手続きを行う」をクリック

⑨ e-Taxの推奨環境を確認し、事前セットアップの必要がある方は、「事前準備セットアップへ」をクリックし、ダウンロードしてください。
セットアップがお済みの方は、「スキップする」をクリックしてください。

⑩ 新規作成の「操作に進む」をクリック

⑪ 作成する計算書を選択

⑫ 提出先税務署を選択し、「次へ」をクリック

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 2

⑬ 「納期等の区分」へ
源泉所得税及び復興特別所得税の支払年月を入力し、「作成」欄にチェックを入力の上、「次へ」をクリック
※ 「作成」欄にチェックを入力した計算書のみ、次画面において税額等の入力が可能となります。

⑭ 「区分」欄で該当する計算書を選択し、「支払年月日」、「人員」、「支給額」、「税額」等を入力の上、「次へ」をクリック

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 3

⑮ 入力した内容を確認し、確認の結果、入力内容に誤りがない場合は「次へ」をクリック
※ 入力内容の確認には、「印刷」ボタンをご利用いただくこともできます。

⑯ 「印刷」ボタンをクリック

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 4

⑮ 入力した内容を確認し、確認の結果、入力内容に誤りがない場合は「次へ」をクリック
※ 入力内容の確認には、「印刷」ボタンをご利用いただくこともできます。

⑯ 「印刷」ボタンをクリック

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続5

「自動ダイレクト」を利用する場合、STEP 4ダイレクト納付手続1 (P.10) へ進む

16 自動ダイレクトを利用しない場合は、入力した内容を再度確認し、「送信」をクリック

受信システムへの送信

17 「はい」をクリック

はい いいえ

送信が完了しました。

納税額がある方で、自動ダイレクトを利用せず、ダイレクト納付を利用する場合は、STEP 4ダイレクト納付手続1 (P.11) へ進む

「自動ダイレクト」とは
e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができ機能です。自動ダイレクトをご利用の場合の口座引落日は、各申告手続の法定納期限となります。なお、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされます。即時に納付したい場合や、法定納期限より前に納付したい場合は、チェックを付けずに、受信通知（納付区分番号通知）から納付してください。

9

STEP 4 ダイレクト納付手続1 - 自動ダイレクトを利用して納付 -

【自動ダイレクトを利用する場合】

「自動ダイレクトを利用する」にチェックを付し、「送信」をクリック

※ ダイレクト納付に複数口座の登録がある場合は、事前にマイページで設定した口座（設定していない場合は、空欄）が表示されるので、確認の上、変更がある場合は、「口座の選択」変更をクリックして口座を変更してください。マイページで口座を設定していない場合、毎回口座を選択する必要があります。

自動ダイレクトの送信確認

18-2 「はい」をクリック

はい いいえ

受信システムへの送信

18-3 「はい」をクリック

はい いいえ

送信が完了しました。

STEP 4ダイレクト納付手続3 (P.15) へ進む

10

STEP 4 ダイレクト納付手続1 - 自動ダイレクトを利用せずダイレクト納付で納付 -

【「即時通知」画面から「受信通知（納付区分番号通知）」にアクセスする場合】

即時通知の確認

送信が完了しました。

送信した以下の申告・申請データは現在審査中です。

この即時通知は再表示できませんので、必要に応じて、印刷又は保存を行ってください。

⑨-1 「受信通知の確認」をクリック

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

⑨-2 「受信通知（納付区分番号通知）」が表示される。

⇒ 今すぐに納付される方は、STEP 4ダイレクト納付手続2 (P.13) へ進む

⇒ 納付日を指定して納付される方は、STEP 4ダイレクト納付手続2 (P.14) へ進む

11

STEP 4 ダイレクト納付手続1 - 自動ダイレクトを利用せずダイレクト納付で納付 -

【参考：「メッセージボックス」から「受信通知（納付区分番号通知）」にアクセスする場合】

① トップメニューから「お知らせ・受信通知」をクリック

お知らせ、受信通知

② 「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」をクリック

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

⑥ 「受信通知（納付区分番号通知）」が表示される。

⇒ 今すぐに納付される方は、STEP 4ダイレクト納付手続2 (P.13) へ進む

⇒ 納付日を指定して納付される方は、STEP 4ダイレクト納付手続2 (P.14) へ進む

12

STEP 4 ダイレクト納付手続2

【今すぐに納付される方】

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

⑩-1 受信通知の「今すぐに納付される方」をクリック

ダイレクト納付（今すぐ納付）

⑩-2 預貯金口座を選択し、「上記内容を全て確認しました」にチェックし、「納付する」をクリック

13

STEP 4 ダイレクト納付手続2

【納付日を指定される方】

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

⑩-1 受信通知の「納付日を指定される方」をクリック

ダイレクト納付（納付日指定）

⑩-2 預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、「上記内容を全て確認しました」にチェックし、「納付する」をクリック

14

STEP 4 ダイレクト納付手続3

【受信通知（ダイレクト納付完了通知）】

⑫ 受信通知（ダイレクト納付完了通知）

通知内容

ダイレクト納付による貸借対照表からの引き落としが完了しました。

引落しが完了した場合、受信通知（納付区分番号通知）においても納付完了に表示を更新

エラー通知が格納された場合、エラーの理由解消後、受信通知（納付区分番号通知）から再度ダイレクト納付が可能

利用者情報にメールアドレスを登録すれば、結果通知格納時に、登録アドレスへ通知を格納した旨を連絡

15

（参考情報）e-Taxに関する質問と地方税ポータルシステム

e-Taxの事前準備、送信方法、エラー解除などについて

① 「よくある質問Q&A」で解決

e-Taxのご利用に当たって、皆様から寄せられた質問をe-Taxホームページに掲載しています。パソコン等の推奨環境、e-Taxソフトの操作に関するご不明な点など、e-Tax全般に関する質問につきまして、まず、こちらをご覧ください。



② 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」で解決

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に際してお問い合わせに電話で対応する専門窓口（税務相談等を除く。）として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置しております。

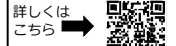


ナビダイヤル（全国一律の通話料金） 0570-01-5901 月曜日～金曜日 9時から17時 ※休土日及び12月29日～1月3日を除く。

個人住民税（特別徴収分）もキャッシュレス納付が便利です！

地方税ポータルシステム（eLTAX）個人住民税（特別徴収分）

eLTAXで個人住民税（特別徴収分）をキャッシュレスで納付することができます。



（eLTAXホームページ）

16



簡単！
便利！

業務
効率化！

非対面で
納付！

金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

国税の納付は キャッシュレス納付 をご利用ください！

国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

ダイレクト納付

こんな方に
おすすめ！

- ✓ e-Taxを利用している方
- ✓ 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、**即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付**する手続です。

- ▶ 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、**複数の預貯金口座を選択**(※)できます。
- ▶ 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する**予納制度にも対応**しています。

※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

自動ダイレクト機能が便利です！

e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、**申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能**です。自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となり、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落としされます。

▼詳細はこちら



インターネットバンキング等

こんな方に
おすすめ！

- ✓ インターネットバンキングを利用している方
- ✓ 近くに金融機関のATMがある方

インターネットバンキングやATMから納付する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxによる徴収高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

▼詳細はこちら



試してください！源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー！

e-Taxソフト（WEB版）と同様の画面操作を用いて、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用及び納期特例用）及び報酬・料金等の所得税徴収高計算書について、作成・送信・キャッシュレス納付手続（ダイレクト納付・インターネットバンキング）の一連の流れを体験することができます。

▼詳細はこちら



振替納税による納付

こんな方に
おすすめ！

- ✓ 所得税や消費税の申告書を毎年提出する
個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの**口座引落としにより自動的に納付**する手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」（※1）
②「消費税及び地方消費税（個人事業者）」（※2、※3）
 - ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
 - 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
 - インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。
- ※1 期限内に申告された確定申告（3期）分及び延納分、予定納税（1期、2期）分が対象です。
※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。
※3 所得税のみ振替納税を利用されている方が、消費税の振替納税を利用する場合には、新たに振替依頼書の提出が必要です。（消費税のみ利用されている方が、所得税を利用する場合も同様です。）

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！

▼オンライン提出(Web版
マニュアル2.392KB)

▼オンライン提出(S/P版
マニュアル3.054KB)

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版)にログインし、必要事項を入力することで、**金融機関届出印の押印なし**にオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。



クレジットカード納付

こんな方に
おすすめ！

- ✓ クレジットカードを利用
している方

▼詳細はこちら



パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、**クレジットカードにより納付**する手続です。

- 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

スマホアプリ納付

こんな方に
おすすめ！

- ✓ Pay払いを利用している方

▼詳細はこちら



e-Taxで申告等データを送信した後に格納される受信通知（納付区分番号通知）から専用サイトへアクセスし、**Pay払いで納付**する手続です。

- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 領収証書は発行されません（納付内容（PDF）データで納付情報をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

キャッシュレス納付 以外の便利な納付方法

コンビニ納付 (QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用 QR コード作成専用画面」等で作成・出力した「**QRコード**」を**コンビニのキオスク端末に読み取らせる**ことで、バーコード（納付書）を出力し、コンビニのレジで納付する手続です。

- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「マルチコピー機」端末設置店舗のみ）となります。
- 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます。）。
- 作成した「QRコード」（PDFファイル）をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「マルチコピー機」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

▼詳細はこちら



各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「**納税に関する総合案内**」をご覧ください。

地方税の納付については「**地方税共通納税システム**」をご利用ください。
詳細は **eL TAX ホームページ** をご覧ください。

▼詳細はこちら



※個人の方は個人番号の記載は不要です。

様式ID

NTA1VCZ020010010



★
サ
1

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書

法人の場合には、氏名又は名称に法人名
下段に法人代表者氏名を記載してください。

提出先	F01		税務署長あて
-----	-----	--	--------

氏名又は名称	F04	
法人 代表者氏名	H07	

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。

なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—		電話番号 (納税地)	F07	—	
	納税地	F06						
納税地以外の 住所地等	郵便番号	K06	—		電話番号	K08	—	
	住所地等	K07						金融機関 お届け印
口座名義 ※法人の場合には、 役職名や代表者氏名 等が含まれている場 合は、必ず役職名や 代表者氏名等も記載 してください。	(フリガナ)						印鑑が不鮮明な 場合には、こち らにも押印をお 願いします。	
	漢字							
個人の方は、生年月日をご記入ください。 (※法人の場合には、記載不要です。)			生年月日	K01	元号	年	月	日
金融機関名	Z01	金融機関区分		Z02	← 以下の番号を記載してください。 1:銀行、2:金庫、3:組合			
支店名	Z03	本支店区分		Z04	← 以下の番号を記載してください。 1:本店、2:支店、5:出張所、9:左記以外			
銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	預金種類	Z05	← 以下の番号を記載してください。 1:普通、2:当座、3:納税準備			口座番号	Z06	
ゆうちょ銀行	記号番号	Z08	—			(例) ×××××—××××××××1		

2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

約 定

一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。

二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。

三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。

四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。

五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。

六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

A 印鑑相違

B 印鑑不鮮明

C 口座番号相違

D 口座該当なし

E 名義人相違

(備考)

100% 100% 100%

F 住所相違

G 支店名相違

H その他

$$\left[\begin{array}{c} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right]$$

受付印	印鑑照合	検印

(口座識別番号)

[illegible]

(認証番号)

--	--	--	--	--	--	--	--

記載要領 赤字部分をご記入ください。

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」(法人納税者用)

ダイレクト納付を新規に利用される方または届出内容を変更される方は、必要事項を記載し、納税地を所轄する税務署へ提出してください。

法人番号を記載してください。

申告書等に記載した納税地を記載してください。

「納税地」と預貯金口座の届出住所地等が異なる場合には、**預貯金口座の届出住所地等を必ず記載**してください。

銀行等(ゆうちょ銀行以外)かゆうちょ銀行、いずれかの欄を記載してください。

※個人の方は個人番号の記載は不要です。		様式ID	NTA1VCZ020010010		★ サ 1
法人番号	F02	1234567890123			

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書

法人の場合には、氏名又は名称に法人名
下段に法人代表者氏名を記載してください。

提出先	F01	〒町	税務署長あて	氏名又は 名称	F04	株式会社 国税商事	
				法 人 代表者氏名	H07	代表取締役 国税 太郎	

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確認の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

納税地	郵便番号 (納税地)	F05	100 - 8978	電話番号 (納税地)	F07	03 - 1111 - 1111		
	納税地	F06	東京都千代田区霞が関3-1-1					
納税地以外の 住所等	郵便番号	X06	000 - 0000	電話番号	X08	00 - 0000 - 0000		
	住所等	X07	東京都〇〇区〇〇〇〇-〇-〇					
口座名義 (フリガナ)	カブシキガイシャ コクゼイショウジ ダイヒョウトリシマリヤク コクゼイ タロウ					金融機関 お届け印 		
漢字	株式会社 国税商事 代表取締役 国税 太郎					印鑑が不鮮明な 場合には、こ ちらにも押印を お願いします。		
個人の方は、生年月日をご記入ください。 (※法人の場合には、記載不要です。)		生年月日	X01	元号	年	月	日	
金融機関名	Z01	国税	金融機関区分	Z02	1	← 以下の番号を記載してください。 1:銀行、2:金庫、3:組合		
支店名	Z03	霞ヶ関	本支店区分	Z04	2	← 以下の番号を記載してください。 1:本店、2:支店、5:出張所、9:左記以外		
銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	預金種別	Z05	1	← 以下の番号を記載してください。 1:普通、2:当座、3:納税準備		口座番号	Z06	1111111
ゆうちょ銀行	記号番号	Z08	-		(例) ××××××-×××××××× 1			

2 振替日時・納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

一 国税庁の電子情報処理機構を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記載された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記載された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めるときは私(当社)に通知されるときに解除されても異議はありません。
五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を經由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
六 この取扱いについて、仮に紛争が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関
整理欄

(不備返却事由)
A 印鑑相違
B 印鑑不鮮明
C 口座番号相違
D 口座該当なし
E 名義人相違
(備考)
F 住所相違
G 支店名相違
H その他
()

受付印	印鑑照会	印
		
(口座識別番号)		
□□□□□□□□□□□□□□□□		
(認証番号)		
□□□□□□□□□□□□□□□□		

役職・代表者氏名を記載してください。

必ず、預貯金口座の届出印を押印してください。
印鑑が不鮮明な場合は、下欄に押印し直し
てください。

《利用に当たっての注意事項》

➤ ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始手続が必要です。

法人ログイン画面(こちら)
「初めての方はアカウント
作成」から



➤ 利用可能金融機関については、事前に
国税庁ホームページをご確認ください。

こちら



➤ 「ダイレクト納付利用届書」を提出した
だけでは、納付は完了していません。
後日、ダイレクト納付が使用できるよう
になりましたら、e-Taxのメッセージ
ボックスに「ダイレクト納付預貯金口座
登録完了通知」が格納されますので※、
納付を行う場合は、メッセージが格納さ
れた後に、改めて納付手続を行ってい
ただ必要があります。
※ 1ヶ月程度かかります。